最終更新日：2018年4月3日

神姫バス株式会社
代表取締役社長　長尾　真
問合せ先：取締役総務部長　伊藤　克也　079－223－1241
証券コード：9083
http://www.shinkibus.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞
当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業としており、地域に密着した企業としての役割を認識したうえで、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。
したがって、短期的な営利を追求するのではなく、当社が中長期的に存続するために必要な「経済性」と「公共性」双方のバランスの取れた経営こそが、当社に課せられた最重要課題であると認識しております。
この認識のもと、当社は監査役会設置会社として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機関をはじめとした様々なガバナンスの仕組みを整備し実践することで、多様な利害関係者に対して効率性と健全性の高い経営を目指してまいります。
また、適時かつ的確な企業情報の開示に努め、企業活動に対する透明性の確保、コンプライアンスの周知徹底、監視・チェック機能の強化およびリスク管理の徹底に努めております。

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本方針＞
⑴ 株主の権利・平等性の確保
当社は、株主との長期的な信頼関係を構築することが経営の重要課題の一つであると認識しております。そのため、全ての株主の実質的な平等性を確保するための体制整備を行うと共に、積極的な情報開示や、株主の権利が適切に行使出来る環境の整備に努めております。
⑵ 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、「地域共栄　未来創成」を企業理念とし、「感動を創造する企業グループ」（2010年制定）を目指すことを2020年のビジョンとして掲げております。この企業理念・ビジョンのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主、お客様、地域住民、取引先、従業員と永続的な協働関係を築きながら事業運営していきたいと考えております。
⑶ 適切な情報開示と透明性の確保
当社は、正確かつ信頼性のある企業情報を適時かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であると認識しております。そのため、会社法・金融商品取引法等の法令の順守はもちろんのこと、法令に基づく開示以外の情報についても積極的に開示することとしております。
⑷ 取締役会等の責務の遂行
当社は、取締役会にて企業戦略等の方向性を決定しております。また、効率的な経営・執行体制の確立を図るために、監査役会設置会社としており、その経営監視機能を補完するために2名の独立社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。当社の独立社外取締役および社外監査役は、その高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的・中立的な監査・監督を行うことで経営監視という重要な機能および役割を果たしております。
⑸ 株主との対話
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主と積極的に対話し、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主と共に当社を成長させていくことが重要であると認識しております。

＜企業理念・ビジョン・宣言＞
[企業理念]
「地域共栄　未来創成」
[ビジョン]
「積み重ねてきたことと
私たちの成長のすべてを、
地域・社会に活かす。
未来につなげる。」
[行動指針]
「誠実に、果敢に、おもしろく」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4：株主総会における権利行使】
現在の当社の機関投資家と海外投資家を合わせた人数が当社株主数に占める比率は、平成29年3月末現在で1.3%と低い状態であります。プラットフォームの利用や英語版招集通知は外国人株主が概ね20%となった時点で対応します。

【補充原則3-1-2：情報開示の充実】
平成29年3月末で当社の株主数に占める海外投資家の株主数比率は0.4%と極めて低いため、当面英語での情報開示の必要性は感じておりません。

【補充原則4-2-1：取締役会の役割・責務】
当社は、安定的な利益確保は事業継続性の観点から必要であると認識していますが、補助金を受けている企業である以上は、過度に大幅な株主還元・従業員還元は難しく、妥当な範囲での還元が必要であります。役員報酬等についても、賞与は業績連動の制度を導入しているものの、月例報酬に関してはそれ以上のインセンティブを利かせた制度、あるいは自社株報酬は、現在はそぐわないと判断しております。
経営陣の報酬は、業績に責任を持つという観点から一定の業績連動部分は必要と考えております。しかし、当社の場合は、過去において業績と

株価の相関関係が不透明であったという経験から、中長期的な業績と連動させない現行の報酬体系が、必ずしも経営陣の経営意欲や企業価値向上意欲を低下させる要因になるとは考えておりません。但し、今後営業力の強化や中期経営計画等の開示と実践などにより、株価が業績と連動する傾向が強まった場合には、その時点で検討していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4：いわゆる政策保有株式】
1．政策保有に関する方針
当社は、事業遂行上において、取引の円滑化や、金融機関との安定的かつ継続的な関係強化等、当社が企業価値を向上させることが期待できる場合には、当社の取引先等である上場会社の株式を保有することがあります。
政策保有株式に関しては、保有段階において、株価の下落リスクが当社の財務内容に影響を及ぼさない範囲に限定するため、取締役会規則で審議する基準を定めており、それを超える投資に関しては決議を要することとしております。また、保有後も、毎年取締役会で主要な政策保有株式について、
⑴ 事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該上場株式を保有することにより見込まれるリターンと、
⑵ 株価の下落リスクをはじめとする当該上場株式を保有することに伴うリスク
を勘案した上で、当該政策保有株式の保有を継続することが当社の資本政策に合致したものであるか否かという観点から、その中長期的な経済合理性を検証しております。
検証の結果、中長期的な経済合理性が認められない政策保有株式については、当該株式の売却その他の方法による当該政策保有の解消を検討することとします。

2．議決権行使に関する基準
当社は、当該投資先企業においても短期的な営利を追求するのではなく、中長期的な株主価値の向上を重視した経営がなされるべきと考えております。したがって、当社と当該投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することをその基本方針にしております。
当社による適切な議決権行使が、結果的に当該投資先企業のガバナンス体制を刺激し、中長期的な企業価値の向上と持続的成長につながるものと考えております。
議決権行使に当たっては、以上の行使基準を踏まえた上で当該投資先企業が置かれた状況や当社との取引関係等も考慮し、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7：関連当事者間の取引】
当社は、「取締役会規則」において、当社役員との間で取引を行う場合または会社法に定める利益相反取引を行う場合には、当社の取締役会において承認を得ることとしております。その際、特別の利害関係を有する取締役は当該議案について議決権を行使出来ない旨を取締役会規則に定めております。また、その承認後も当該取引の状況等を取締役会に報告することとしております。
現在当社には主要株主、親会社、兄弟会社が存在しないため、現時点において主要株主等との取引に関する社内での規則はございませんが、主要株主が認められた場合には、取引の重要性や性質に応じ、当社の取締役会における承認を必要とすることといたします。

【原則3-1：情報開示の充実】
1．経営理念等や経営戦略、経営計画
⑴ 当社の経営理念である企業理念・ビジョン・行動指針は前述しております。

※当社ウェブサイト上でも、企業理念・ビジョン・行動指針を開示しております。
企業理念URL　http://www.shinkibus.co.jp/info/businessinfo.html

⑵ 企業行動憲章・行動規範
当社は、企業理念である「地域共栄・未来創成」に則り、お客様、地域社会、株主等広範な利害関係者の信頼を得るために、「法令・企業倫理の順守（コンプライアンス）」、「安全の確保」等のCSR（企業の社会的責任）活動を推進しております。
当社では、平成16年10月1日付で「神姫バス企業行動憲章」を制定いたしましたが、「企業の社会的責任」を取り巻く状況変化を踏まえ、グループ全体が共通の行動原則と価値観を持ってお客様や社会の要求に応えることが必要と考え、平成25年11月11日付で「神姫バス企業行動憲章」を「神姫バスグループ企業行動憲章」へと改め、「行動規範」を実践するため「8つの約束」を定めております。

※当社ウェブサイト上で、企業行動憲章・行動規範を開示しております。
企業行動憲章・行動規範URL　http://www.shinkibus.co.jp/info/pdf/charter.pdf

⑶ 経営戦略と経営計画
※当社ウェブサイト上で、神姫バスグループ中期経営計画（2016年度～2018年度）を開示しております。
中期経営計画URL　http://www.shinkibus.co.jp/ir/pdf/others/others _ 62.pdf

2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、前述した＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞と＜コーポレート・ガバナンスに関する基本方針＞に記載のとおりです。

3．取締役等の報酬を決定するにあたっての方針と手続き
取締役の報酬等は、法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与（基本報酬）及び同第3号に定める利益連動給与（役員賞与）により構成しております。
また、各取締役に支給する報酬等の額は、各取締役の役割や責任の大きさに応じて決定しております。但し、非業務執行取締役に支給する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、定期同額給与（基本報酬）のみとしております。
なお、取締役の報酬等は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その配分を取締役会で決定しております。

※取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針は、当コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書および株主総会招集通知において開示しております。

4．取締役等の選任・指名を行うにあたっての方針と手続き
取締役会が実効的な役割を果たすためには、当社の事業に共通の認識と同じビジョンを持つ者が一定数必要である一方で、取締役会の客観性と各取締役の独立性を担保するため、各取締役の知識・経験・能力に多様性を持たせることも必要であると考えております。このような観点から、

当社の事業に精通する者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者に指名すると共に、多様な知見と経験を持つ者を社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針としております。
また当社は、現状の企業規模・経営体制に対応するため取締役の員数を定款で12名以内と定め、現状では10名の取締役（うち社外取締役が2名）を選任しております。監査役の員数は4名以内と定めておりますが、平成19年以降はガバナンス体制強化のため、法定の最低員数（3名）より1名多い4名の監査役（うち社外監査役が3名）を選任しております。
選任手続きにつきましては、現任の取締役については、その業績評価等を踏まえ代表取締役が同候補者を推薦、新任の取締役についても代表取締役による推薦とし、取締役会に諮っております。
監査役については、代表取締役が同候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定しております。

5．取締役等個々の選任・指名についての説明
取締役の選任にあたり、次の基準を満たしている人材を候補者としております。
⑴ 業務執行取締役
1．得意とする専門分野における能力・知識・実績を有し、企業価値増大に資する能力があること
2．取締役会議案審議に必要な広汎な知識または経験を有していること
3．社会的責任とコンプライアンスを常に意識し、高い倫理観と法令順守意識を持っていること
⑵ 社外取締役を含む非業務執行取締役
1．各分野における豊富な経験と高い見識を有し、当社のコーポレート・ガバナンス向上に資する提言が出来ること
2．独立社外取締役であるか否かを問わず、取締役会の意思決定の妥当性・適法性に対し的確な判断と必要な助言が出来る能力を有していること
⑶ 常勤監査役
1．当社取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが出来る能力、知識および経験を有していること
2．監査役会の役割・責務を十分に果たすうえで必要な知識および情報収集能力を有していること
⑷ 社外監査役
1．出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること
2．独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言が出来る資質を有していること

※社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しておりますが、全ての役員については、平成28年6月の株主総会招集通知から記載しております。

【補充原則4-1-1：取締役会の役割・責務】
当社では、執行と監督の分離の観点から、法令および定款上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、取締役会は、取締役等に業務執行の決定権を委任しております。具体的には、「取締役会規則」において、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、「取締役会規則決議事項に関する細則」および「権限規程」において、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-8：独立社外取締役の有効な活用】
当社定款上の取締役の員数は12名以内とし、取締役会全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図ると共に、社外の視点を経営の意思決定、監督機能の強化に繋げるため、独立性のある社外取締役を複数人置くこととしております。
現在当社には、社外取締役2名、社外監査役3名が在籍しており、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。取締役10名のうち社外取締役は2名であり3分の1以上の構成とはなっておりませんが、事実上は社外から招聘した3名の取締役が社外の立場で経営の監視および監督機能を充分果たしていると考えております。

【原則4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、当社の事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することが出来るか否かといった観点から、その独立性を判断しております。
具体的には以下の関係について、当該事実により独立性を阻害するおそれがないかを特に慎重に検討しております。
1．当社または子会社の業務執行者
2．当社を主要な取引先とする者の業務執行者
3．当社の主要な取引先の業務執行者
4．当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限り、所属していた者を含む）
5．当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者または過去に業務執行者であった者を含む）
6．上記1．または5．に該当する者の二親等以内の近親者
7．当社と「社外役員の相互就任」の関係を有する者
8．当社が寄付を行っている先またはその出身者

【補充原則4-11-1：取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の選任・指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、「原則3－1の4．5．」に記載のとおりであります。
当社は、現在10名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、バランスの面でもバス事業をはじめ各事業の経営や喫緊の課題に精通した者で構成しており、社外取締役も含め知識・経験・能力の多様性が保たれていると判断しております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の規模、考え方を踏襲していく予定であります。

【補充原則4-11-2：取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
各取締役、監査役の他の上場会社での役員兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示しております。また、その兼任状況は取締役会または監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えております。なお、社外取締役・社外監査役の当社取締役会・監査役会での出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。

【補充原則4-11-3：取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
平成30年2月～3月に、平成29年度の取締役会の構成・運営・審議状況等に関して、全取締役・監査役に対し、「取締役会の実効性評価のためのアンケート」を実施し、分析・評価を行いました。その結果、当社取締役会は、概ね適切かつ実効性のある運営がなされているとの評価を得ております。
一方で、「各取締役はもっと積極的に自分の意見を発言すべき」といった取締役会の活性化に繋がる意見が出され、今後の課題として認識いたしました。
当社取締役会は、今回の評価結果を踏まえ、取締役会運営の一層の改善に取り組んでまいります。なお、取締役会の実効性評価につきまして

は、今後も定期的に実施する予定であります。

【補充原則4-14-2：取締役・監査役のトレーニング】
1．社内取締役・常勤監査役へのトレーニング
当社は、社内取締役・常勤監査役就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務・関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とした外部研修を受講させています。また、社内取締役・常勤監査役を含めた全グループ会社の役員を対象に、外部講師または内部講師によるコンプライアンス研修を年1回以上受講させ、取締役・監査役個々の知識・能力の向上に努めております。
2．社外取締役・社外監査役へのトレーニング
新たに当社の社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等の理解を深めるため、これらの内容を十分に説明すると共に、主要事業所等を訪問させるなど、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備に努めます。

※取締役・監査役が、必要に応じて外部の研修会等に参加する際には、会社が費用負担するようにしております。

【原則5-1：株主との建設的な対話に関する方針】
1．基本的な考え方
当社は、株主や投資家との双方向の建設的な対話を促進し、これにより当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレートガバナンスの実現を図ることを、当社の責任を果たすうえでの最重要課題の一つと位置付けております。
2．SR・IR体制
株主や投資家との対話につきましては、企画部・総務部担当役員が統括し、当該役員・企画部・総務部の担当者が担当いたします。また、対話を充実させるため、情報の収集と管理・開示を統括する企業情報責任者およびそれらを執行する企業情報担当者を設置し、関連部門と連携しながら適時かつ公正・適正に情報管理を行っています。
3．対話の方法
当社は、四半期毎の決算発表や必要に応じた開示・ニュースリリース、さらにはビジネスレポートの発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めております。
4．社内へのフィードバック
株主や投資家との対話内容は、必要に応じ、企画部・総務部担当役員を通じて取締役会、部長会議等にフィードバックしております。
5．インサイダー情報の管理に関する方策
当社では決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオド（沈黙期間）を設定し、この期間中の決算に関わる問合せへの回答やコメントを控えさせて頂きます。また、社内では「内部者取引の規制、内部情報の管理および適時開示に関する規則」を定め、情報を統括管理し、インサイダー取引の未然防止に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
阪神電気鉄道株式会社	2,954,429	9.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	2,200,000	7.12
神姫バス従業員持株会	579,000	1.87
株式会社三井住友銀行	563,410	1.82
三菱ふそうトラック・バス株式会社	475,500	1.54
播州信用金庫	300,855	0.97
姫路信用金庫	300,000	0.97
グローリー株式会社	300,000	0.97
横浜ゴム株式会社	300,000	0.97
日本生命保険相互会社	283,100	0.91

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上門一裕	他の会社の出身者									○		
坂井信也	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上門一裕	○	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長	上門一裕氏は、当社と同じ交通事業に携わる経営者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

坂井信也	○	阪神電気鉄道株式会社　取締役相談役	坂井信也氏は、過去阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を歴任されるなど、当社と同じ交通事業に携わる経営者として培った経験、見識により、社外取締役としての適切な職務執行が期待できるものと判断し選任しているものであります。なお、同氏は証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の日常監査については会計監査記録、内部統制監査記録を監査役へ回覧し、そのすべてを監査役会にて報告しています。また、期初に監査計画の提出を受け、期末には監査役会において監査結果報告を受け、意見交換を行っております。
内部監査人は内部監査や内部統制監査について期初に年間監査計画表を監査役に提出し了解を得ております。監査結果については全て監査報告書を作成し監査役に報告しております。また欠陥や不備があればその都度、担当部課に改善指導し、その回答書を取り寄せて監査役へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三枝輝行	他の会社の出身者	▲												
澤田　恒	弁護士										○			
石田昭二	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三枝輝行	○	株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長	三枝輝行氏は過去株式会社阪神百貨店の代表取締役社長を歴任されるなど、経営者としての豊富な経験と多分野における幅広い見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しているものであります。また、父親である三枝二郎氏退任後20年以上が経過していることから、証券取引所が定める独立性の判断基準において問題とされ得る事項はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
澤田　恒	○	弁護士	澤田恒氏は弁護士としての専門的見地から、当社コンプライアンス体制への助言等、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しているものであります。また当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。
石田昭二	○	―――	石田昭二氏は長年にわたる金融機関での業務執行で培った財務および会計についての経験、見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しているものであります。また、当社はグループ会社に豊富にある現預金を柔軟に使える体制にしているため、借入金に依存している状況ではありません。なお、平成29年3月末時点で、当社連結グループの借入総額（1,058百万円）に占める同行からの借入比率は約32%に相当する337百万円の借入金残高が存在しますが、仮に同行からの借入金全額を返済したとしても当社の事業運営に重大な支障を来たすものではございません。以上のことから、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

常勤取締役の賞与について、利益連動型給与を採用

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、平成24年７月支給分から法人税法第34条第１号第１項に定める定期同額給与（基本報酬）及び同第３号に定める利益連動給与（役員賞与）により構成しております。また、各取締役に支給する報酬等の額は、各取締役の役割や責任の大きさ等に応じて決定しております。但し、非業務執行取締役に支給する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、定期同額給与（基本報酬）のみとしております。
また、監査役の報酬等は、平成24年７月支給分から経営の監督・監査という職務の性格から業績への連動を排除し、定期同額給与（基本報酬）のみとしております。
なお、取締役の報酬等は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その配分を取締役会で決定し、監査役の報酬等は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その配分を監査役の協議により決定しております。

(1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
(2) 取締役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議されました。
(3) 監査役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議されました。
(4) 上記(2)の報酬限度額には、平成24年６月28日開催の取締役会において導入した利益連動給与が含まれております。なお、利益連動給与の支給対象者は業務執行取締役であります。
(5) 平成29年度に係る業務執行取締役に支給する利益連動給与（平成30年6月支給予定の役員賞与）の算定方法につきましては、下記の通りとすることを平成29年6月29日開催の取締役会において決議し、その算定方式について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

（利益連動給与の算定方法）
１．業務執行取締役に支給する利益連動給与の総額は、当該事業年度の個別当期純利益に3.5％を乗じた額（百万円未満切捨）とし、40百万円を超えない金額とする。
２．当期純利益が300百万円未満の場合は、利益連動給与を支払わないものとする。
３．各業務執行取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は、上記１で算定された利益連動給与の総額に下記４に定める役職位別係数を乗じ、全業務執行取締役の係数の合計で除した金額（千円未満切捨）とする。
４．各役職位別の係数は取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。
５．各業務執行取締役に支給する額は、それぞれ取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役８百万円、取締役４百万円を超えない金額とする。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会、監査役会開催時に資料配付

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。
当社は定例・臨時の取締役会（取締役10名。うち社外取締役2名）のほか、常勤役員8名（男性8名）で構成する取締役会の前置機関としての常勤役員会や、部長職以上の役職者9名（男性9名）が毎月の業務報告を行う部長会にて、情報を共有化するとともに、迅速な意思決定と業務執行状況の監視・監督機能の充実を図っております。また、監査役は取締役会および常勤役員会に出席し、業務執行の状況把握に努めるとともに、監査役会（監査役4名。うち社外監査役3名）を構成し、重要事項について取締役会、会計監査人などから報告を受け協議を行っております。
監査役の職務を補助すべき使用人として監査室課長および同所属社員（以下「監査担当者」といいます。）の計4名を内部監査業務と兼務することとして配属しており、法令順守、内部統制の有効性と効率性、財務内容の適時開示、リスクマネジメント等の検討について、各部門、営業所などの監査を定期的に実施し、チェック・指導する体制をとっております。監査役会、監査室および会計監査人とは、必要の都度相互に情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に寄与しております。
監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を要することとするとともに、取締役は、監査担当者がその職務を執行するうえで不当な制約を受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不当な制約を受けたときは、常勤監査役に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができることとしております。
「コンプライアンス委員会」、「安全管理委員会」、「CS・地域活動委員会」、「ISO推進委員会」は当社経営者の中から選任された委員長および各部門（コンプライアンス委員会については、当社各部門および各グループ会社）の管理職で構成し、PDCAサイクルを基本とするマネジメントシステムを構築し、各マニュアルおよび手順書を運用するとともに、経営者と事務局による委員会の活動内容の報告とレビューを行っております。
会計監査の状況につきましては新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。公認会計士は上田美穂氏（平成25年4月着任）、西野尚弥氏（平成29年4月着任）です。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社として特に経営監視に重点をおき、社外取締役および社外監査役による中立的、客観的な経営監視機能および内部監査部門との連携により適正な業務執行を確保できると判断し、上述のとおり現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日の21日前に発送

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.shinkibus.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部総務課が担当	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	平成17年9月に当社全事業所においてＩＳＯ14001を認証取得
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR情報をインターネット開示
その他	現在、役員への女性の登用はございません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

［基本方針］

当社グループは、企業理念である「地域共栄　未来創成」に則り、顧客、株主および地域住民等広範な利害関係者の信頼感、ならびに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性および効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

［体制の整備状況］

1．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

⑴ 当社は「取締役会規則」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議または報告し、記録を残しております。

⑵ 取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

2．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ 当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「危機管理マニュアル」および「災害対応マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応（クライシスマネジメント）を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組んでおります。

⑵ 委員会活動として「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」「ＣＳ･地域活動委員会」「ＩＳＯ推進委員会」（以下「4委員会」といいます。）を設置しており、グループ会社を含めた企業集団の活動として取り組んでおります。

⑶ 交通事業者として最も優先すべき安全対策については、前述の「安全管理委員会」を設置し、運輸安全マネジメントシステムの実行により、安全と安心の確保に努めております。

⑷ 財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築し、運用しております。

3．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴ 取締役は、取締役会の定期開催および毎月の部長会のほか、必要に応じて常勤役員会を開催し、重要案件の決定および取締役の職務執行状況の報告を行っております。

⑵ 取締役の職務分掌を明確にするため、会社を代表する取締役のほか、総括取締役、業務担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることができることとしております。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わっております。

⑶ 横断的な組織である4委員会の委員長に業務担当取締役を任命しており、全社的かつ適正な判断が効率的に行える体制をとっております。

4．当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

⑴ 当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守および企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。

⑵ 当社は、「職制規程」「職務分掌規程」「権限規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰いでおります。

⑶ 常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、部長会等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。

⑷ 当社は、前述した4委員会活動を通じて法令順守等の監視機能を高めております。

⑸ 当社は、社内および社外に「内部公益通報者保護規程」に基づく通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

⑹ 社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」および後述する「危機管理マニュアル」に定めております。

5．当社および子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

5．の（イ）

当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（下記5．の（ハ）および5．の（二）において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおけるガバナンス強化策の一環として、当社は「子会社管理規程」を定め、子会社経営報告会や親会社役付役員と子会社幹部との意見交換会を通じて、子会社の事業計画や設備投資計画などの重要案件の親会社への報告を義務づけるとともに、新規事業や多額の投資案件については事前審査も行っております。合わせて、重要案件の業務執行状況についての報告も義務づけております。

5．の（ロ）

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループの事業運営上必要な子会社にあっては4委員会に参加させ、適正に業務を行うための体制を整えております。とりわけ「コンプライアンス委員会」は、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでおりますが、より実効性を高めるために内部監査を行って、課題の把握および対応策の検討を継続的に実施しております。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図るとともに、当社および子会社において潜在するリスクの認識と顕在化した場合の情報伝達ルールについても定めております。

5．の（ハ）

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度ごとにグループ全体の重点経営計画を定めるとともに、当該期間のグループ全社の中期経営計画を策定しております。また、親会社役職員は子会社役員を兼務し、子会社取締役会においてグループの全体最適の観点から助言を行っております。加えて、グループ全体の資金調達の効率化を図るため、キャッシュ･マネジメント･システムを導入しております。

5．の（二）

当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役または取締役、管理職を子会社の監査役に選任することで、横断的な監査役監査を行い、法令順守や環境保護、業務の適正化を図るとともに、親会社の監査役と子会社の監査役との連絡会を定期的に開催しております。また、グループ全役職員に適用する「企業行動憲

章」「行動規範」を策定するとともに、グループの役職員が当社総務課または外部の弁護士に対し直接、内部公益通報を行うことができるようにするなど、グループ全体で法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

6．当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 監査役の職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員（以下「監査担当者」といいます。）を内部監査業務と兼務することとして配属しており、監査担当者の中から数名をコンプライアンス委員会に所属させ、定期的に監査を行っております。
⑵ 監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るとともに、監査担当者は監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
⑶ 取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けたときは、常勤監査役に報告し、不利な取扱いを排除するよう求めることができることとしております。

7．当社の監査役への報告に関する体制
7．の（イ）
当社の取締役および会計参与ならびに使用人が当社の監査役に報告をするための体制
⑴ 取締役および使用人は、部長会や4委員会報告会を通じて、法令で定められた事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。
⑵ 当社のコンプライアンス担当部署は、当社の役職員からの内部公益通報の内容について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

7．の（ロ）
当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
⑴ 監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。
⑵ 当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部公益通報の状況について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

7．の（ハ）
上記7．の（イ）、7．の（ロ）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑴ 当社は監査役に報告した者に対し、いかなる不利な取扱いを行わず、また報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならないこととしております。
⑵ 当社の内部公益通報者保護規程においても、上記⑴と同様の扱いとしております

7．の（ニ）
当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社では、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

8．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 常勤監査役は、取締役会および常勤役員会等に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めております。
⑵ 常勤監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項およびレビュー結果の報告を受けております。
⑶ 監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】
当社は社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、不当要求には絶対に応じないことを基本方針としております。
【整備状況】
⑴ 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
総務部総務課を担当部署としております。
⑵ 外部の専門機関との連携状況
有事の際は、所轄警察署、弁護士、企業防衛対策協議会等と連携し、迅速かつ適切に対処する体制を整備しております。
⑶ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
担当部門が企業防衛対策協議会等に参加し、定期的に情報収集するとともに、現場からの情報を集約するなど、反社会的勢力に関する情報を一元化しております。
⑷ 対応マニュアルの整備状況
上述の基本方針を「行動規範」「危機管理マニュアル」に定めており、有事の際の具体的行動については「危機管理マニュアル」に明記しております。
⑸ 研修活動の実施状況
担当部門で集約した情報をグループ内に随時配信しております。また、各事業所においても反社会的勢力に関する従業員研修を随時行っており
ます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

下記ＵＲＬに記載しております。
http://www.shinkibus.co.jp/ir/ir _ openitem.html

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

平成25年11月に改定した「企業行動憲章」の周知徹底、および「コンプライアンス委員会」、「安全管理委員会」、「CS･地域活動委員会」、「ISO推進委員会」の更なる活動を通じて、体制の強化を図りたいと考えております。

なお、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

⑴ 決定事実につきましては、定例の取締役会及び必要に応じて開催する常勤役員会において、「取締役会規則」に基づき、経営上の重要事実の承認決定を行っております。承認決定された重要事実は、情報取扱責任者（総務担当役員）を中心に開示必要の有無を検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。
⑵ 発生事実につきましては、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに総務部に情報が集約され、取締役に対して報告がなされた後、情報取扱責任者（総務担当役員）を中心に開示必要の有無を検討し、開示が必要な場合は迅速に行うよう努めております。
⑶ 決算に関する情報につきましては、企画部において決算数値を確定し、決算に関する取締役会において審議し、同日付で決算情報を開示しております。なお、業績予想の修正等に関する情報の開示につきましては、発生事実に関する情報の開示と同様の手順により、迅速な情報開示を行うこととしております。
⑷ 子会社に関する情報につきましては、子会社を管轄する企画部を経由し、上記と同様の手順により迅速な情報開示を行うこととしております。

これらの情報につきましては、「内部者取引の規制、内部情報の管理および適時開示に関する規則」により、役職員が職務に関して知り得た内部情報の管理、役職員の株式等の売買、その他取引の規制を徹底し、インサイダー取引等の発生防止に努めております。